

○四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

平成31年3月31日

告示第54号

(趣旨)

第1条 市長は、地震等の発生時における危険なコンクリートブロック塀等の倒壊等による被害を防止するため、危険なコンクリートブロック塀等を除却する工事等に要する経費に対し、当該年度の予算の範囲内において、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号）及びこの告示に基づき四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンクリートブロック塀等 市内にあるコンクリートブロック、石、れんがなどを積み上げて構成される塀、その他これらに類する塀及び門柱並びに基礎をいう。
- (2) 危険コンクリートブロック塀等 コンクリートブロック塀等のうち道路等に面し、道路面からの高さ（コンクリートブロック塀等の下に基礎や擁壁がある場合は、その高さを含む。）が1.2メートルを超え、かつ、高さがコンクリートブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもので、次条第3項に規定する事前調査で危険と判定されたものをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）に明らかに違反しているものを除く。
- (3) 軽量フェンス等 ネットフェンス、アルミフェンス等のフェンス類その他これらに類する塀と同等の機能を有するものをいう。
- (4) 道路等 建築基準法第42条に規定する道路のほか、一般交通の用に供される不特定多数の者が通行する道をいう。
- (5) 除却 危険コンクリートブロック塀等を全て除却すること又は道路面からの危険コンクリートブロック塀等の高さを概ね0.6メートル以下に減じることを行うことをいう。

(事前調査)

第3条 補助金の交付を受けようとするコンクリートブロック塀等の所有者は、補助金の交付申請をする前に事前調査を受けなければならない。

2 前項の規定による調査を受けようとする者は、四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金交付事前調査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) コンクリートブロック塀等の位置を示した案内図

(2) コンクリートブロック塀等の現況写真（全景及び危険箇所が分かるもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、現地調査を行い、コンクリートブロック塀等が危険か否かを判定し、四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金交付事前調査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、施工業者が行う工事で、次に掲げるものとする。

(1) 道路等に面する危険コンクリートブロック塀等の除却工事（以下「除却工事」という。）

(2) 除却した危険コンクリートブロック塀等の代替として必要となる軽量フェンス等の設置工事（除却工事と併せて行う工事に限る。以下「設置工事」という。）

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 道路等に面した危険コンクリートブロック塀等を所有する個人（以下「所有者」という。）であること。

(2) 土地又は建物の販売を目的として補助対象工事を行うものでないこと。

(3) 市税等を滞納していないこと。

(4) 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(5) 当該危険コンクリートブロック塀等が設置されている同一の敷地において、過去にこの告示による補助金を受けていないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額の合計額とし、10万円を限度とする。

(1) 除却工事 補助対象経費の2分の1

(2) 設置工事 補助対象経費の2分の1

2 前項に規定する補助金の額の千円未満の端数は、これを切り捨てる。

（交付申請）

第8条 第3条第3項の規定による通知を受けた所有者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の契約前に、四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等の位置を示した案内図
 - (2) 補助対象工事の見積書の写し
 - (3) 除却工事の施工範囲を明らかにする図面等
 - (4) 軽量フェンス等の計画図（配置図、立面図、断面図等）及び仕様書（軽量フェンス等を設置する場合に限る。）
 - (5) 申請者に市税等の滞納がないことを明らかにする書類
 - (6) 四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業関係権利者同意書（様式第4号。危険コンクリートブロック塀等の所有者が複数いる場合に限る。）
 - (7) 委任状（申請手続き等を施工業者等に委任する場合に限る。）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の可否を決定し、四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金交付決定・却下通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第10条 前条の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、当該決定を受けた後に、第8条の申請内容を変更しようとするとき又は取り下げようとするときは、四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金交付申請内容変更等承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の工事見積書の写し
- (2) 変更内容を明らかにする図面等及び仕様書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その結果を四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金交付申請内容変更等承認・不承認通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、第9条第1項の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の契約書の写し
- (2) 補助対象工事費の領収書の写し
- (3) 除却後の写真（全景が分かるもの）
- (4) 工事中及び工事完了後の状況を明らかにする写真（軽量フェンス等を設置する場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金確定通知書（様式第9号）により、補助対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、第9条第1項の交付決定のあった日の属する年度の3月末日までに四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令は、四街道市危険コンクリートブロック塀等安全対策事業補助金返還命令書（様式第12号）により行うものとする。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（失効等）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。